

船橋市事業所内保育事業運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において事業所内保育事業を実施している者(以下「事業者」という。)に対し、事業所内保育事業運営費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、事業所内保育事業者の費用負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業所内保育事業」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

(交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者は、法第34条の15第2項の規定に基づき市長の認可を得て、法第24条第2項の規定により市長が保育する必要があると認める児童を現に保育している者とする。

(交付対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる費用、補助金の算定基準及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、補助事業実施年度の3月31日までに船橋市事業所内保育事業運営費補助金交付申請書(第1号様式)に、別表第2に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市事業所内保育事業運営費補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、船橋市事業所内保育事業運営費補助金交付請求書(第3号様式)により速やかに市長に

請求しなければならない。

(交付の時期)

第 8 条 前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

(報告の義務)

第 9 条 補助金の補助事業が完了した申請者は、補助金の使途を明確にするため補助事業が完了した日から 1 箇月以内の日、又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか先に到来する日までに船橋市事業所内保育事業運営費補助金実績報告書（第 4 号様式）により市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、前条に規定する書類の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市事業所内保育事業運営費補助金確定通知書（第 5 号様式）により当該申請者に通知する。

(交付決定の取消等)

第 11 条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 16 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

区分	補助金の算定基準	補助金の額
1 延長保育事業に要する費用	「延長保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号）の別紙「延長保育事業実施要綱」に定める延長保育事業に要する費用。	別表第 3 による額。
2 連携経費に要する費用	連携施設との連携に要する費用。	1 事業者あたり年額 553,200 円以内。

別表第 2

区分	添付書類
1 延長保育事業に要する費用	1. 延長保育実施状況報告書 2. その他市長が必要と認める書類
2 連携経費に要する費用	1. 連携にかかる契約書 2. 連携施設へ支払う費用の領収書 3. その他市長が必要と認める書類

別表第 3

定員 20 人以上（保育所型事業所内保育事業所）		
延長時間区分	1 事業所あたり年額	1 日あたりの平均対象児童数
30 分延長	276,000 円	1 人以上
1 時間延長	1,234,000 円	6 人以上
2 時間延長以上	1,993,000 円	3 人以上
定員 19 人以下（小規模型事業所内保育事業所 A 型）		
延長時間区分	1 事業所あたり年額	1 日あたりの平均対象児童数
30 分延長	276,000 円	1 人以上
1 時間延長	962,000 円	6 人以上

2 時間延長以上	1,205,000 円	3 人以上
定員 19 人以下（小規模型事業所内保育事業所 B 型）		
延長時間区分	1 事業所あたり年額	1 日あたりの平均対象児童数
30 分延長	276,000 円	1 人以上
1 時間延長	951,000 円	6 人以上
2 時間延長以上	1,180,000 円	3 人以上

備考

- 1 対象児童数とは、1 1 時間の開所時間の前後の時間において、3 0 分延長にあつてはその時間内、1 時間延長にあつては 3 0 分を超える時間、2 時間延長にあつては 1 時間 3 0 分を超える時間、3 時間延長にあつては 2 時間 3 0 分を超える時間の延長保育を利用した児童の数をいう。
- 2 平均対象児童数とは、年間の延長時間区分毎における各週の最も多い対象児童数をもって平均し、小数点以下第 1 位を四捨五入して得た数をいう。
- 3 複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。

第 1 号様式

年 月 日

船橋市長 あて

事業者名

所在地

代表者氏名

印

船橋市事業所内保育事業運営費補助金交付申請書

船橋市事業所内保育事業運営費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請金額 円
2. 内訳 別紙のとおり
3. 添付書類

第2号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市事業所内保育事業運営費補助金交付可否決定通知書

年 月 日付申請のあった船橋市事業所内保育事業運営費補助金の交付について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 交付します。 交付決定額 円

内訳

区 分	交付金額

2. 交付しません。

理由

第 3 号様式

年 月 日

船橋市長 あて

事業者名

所在地

代表者氏名

印

船橋市事業所内保育事業運営費補助金交付請求書

船橋市事業所内保育事業運営費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額

円

第4号様式

年 月 日

船橋市長 へ

事業者名

所在地

代表者氏名

印

船橋市事業所内保育事業運営費補助金実績報告書

年 月 日に交付決定を受けた船橋市事業所内保育事業運営費補助金に係る
事業実施状況について別紙のとおり報告します。

第5号様式

年 月 日

様

船橋市長



船橋市事業所内保育事業運営費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を
確定したので、通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	船橋市指令第 号
補 助 年 度			
補 助 対 象 の 区 分			
交 付 決 定 額			
補 助 対 象 経 費 精 算 額			
交 付 確 定 額			